第十五条第二項第一号ニ中「取り消され、若しくは」を「取り消され、」に改め、「許可を取り消され」の下に「、若しくは第二百四十条の二十三第一項の規定により第二百四十条の二第一項の登録を取り消され」を加え、「若しくは許可（当該認可又は許可に類する登録」を「、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類する免許」に改め、同号ヘ中「第百九十条第一項の許可を取り消された場合」の下に「、商品先物取引仲介業者が第二百四十条の二十三第一項の規定により第二百四十条の二第一項の登録を取り消された場合」を加え、「若しくは第一種特定施設開設者」を「、商品先物取引仲介業者若しくは第一種特定施設開設者」に改め、同号チ中「若しくは第二百三十六条第二項」を「、第二百三十六条第二項若しくは第二百四十条の二十三第二項」に改める。

第九十六条の二十七第二項第三号中「取り消され、若しくは」を「取り消され、」に改め、「許可を取り消され」の下に「、若しくは第二百四十条の二十三第一項の規定により登録を取り消され」を加え、「若しくは許可（当該認可又は許可に類する登録」を「、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類する免許」に改める。

第百二条第一項第四号中「実物オプション」の下に「及び特定スワップオプション」を加える。

第百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

第百七十条の見出しを「（業務の範囲）」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項ただし書」を「第二項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「これに」を「前項の業務（以下「商品取引債務引受業等」という。）並びにこれらに」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

商品取引清算機関は、業務方法書で定めるところにより、清算参加者を相手方として店頭商品デリバティブ取引に基づく債務の引受けを行う業務を営むことができる。

第百七十三条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受業等」を「商品取引債務引受業等」に改める。

第百七十五条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「商品取引債務引受業」の下に「（第百七十条第一項の業務を営む場合にあつては、商品取引債務引受業等。第百七十八条において同じ。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　第百七十条第一項の業務を営む場合にあつては、その旨

第百七十五条第三項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第百八十一条第一項中「商品市場における取引」の下に「、店頭商品デリバティブ取引」を加える。

第百八十六条第一項及び第二項中「第百七十条第一項ただし書」を「第百七十条第二項ただし書」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　商品先物取引業者

第百九十条第一項中「営んではならない」を「行うことができない」に改める。

第百九十一条第二項中「委託者」を「委託者等」に改める。

第百九十二条第一項第一号中「商号」の下に「又は名称」を加え、同項第三号中「営業所」の下に「又は事務所」を加え、同項第四号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第二条第二十二項各号に掲げる行為に係る業務の種別

第百九十二条第二項中「会社の」を削る。

第百九十三条第一項第一号を次のように改める。

一　許可申請者が次のいずれかに該当する者であること。

イ　株式会社（外国の法令に準拠して設立された法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所又は事務所を有するもの）

ロ　株式会社以外の法人又は外国に住所を有する者（イに該当する者を除く。）であつて政令で定めるもの

第百九十三条第一項第三号中「営むことが委託者」を「行うことが委託者等」に改め、同条第二項中「委託者」を「委託者等」に改める。

第百九十五条第一項第一号中「から第五号まで」を「から第六号まで」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　国内に設けられたすべての営業所又は事務所において第二条第二十二項第一号及び第二号に掲げる行為に係る業務を廃止したとき。

第百九十六条第一項中「商品市場における取引の業務及び」を削り、「並びにこれらに」を「及びこれに」に、「営もうと」を「行おうと」に改め、同条第三項を削る。

第百九十七条第三項中「営まない」を「行わない」に改め、「営業所」の下に「又は事務所」を加え、同条第五項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「商品取引受託業務に関し」を「商品市場における取引につき」に改める。

第四章第一節中第百九十七条の次に次の一条を加える。

（商号等の使用制限）

第百九十七条の二　商品先物取引業者でない者は、その商号又は名称中に商品先物取引業者であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第二百三十一条第一項中「営業所」の下に「若しくは事務所」を加え、同条第三項中「営業所」の下に「又は事務所」を加える。

第二百三十二条第一項中「委託者」を「委託者等」に改め、同条第二項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第二百三十四条並びに第二百三十五条第一項及び第二項中「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百三十八条第一項第二号中「営まない」を「行わない」に改め、同条第二項中「委託者」を「委託者等」に、「商品市場における取引」を「商品デリバティブ取引」に改める。

第二百三十九条中「委託者」を「委託者等」に改める。

第四章第四節を同章第五節とする。

第二百二十五条の見出しを「（合併及び分割）」に改め、同条第一項を次のように改める。

商品先物取引業者を全部又は一部の当事者とする合併の場合（商品先物取引業者である法人と商品先物取引業者でない法人が合併して商品先物取引業者たる法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（商品先物取引業の全部又は一部を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該商品先物取引業を承継した法人は、商品先物取引業者の地位を承継する。

第二百二十五条第二項中「株式会社又は」を「法人若しくは」に、「株式会社（以下この条において「合併後の会社」という。）」を「法人（以下この条において「合併後の法人」という。）又は分割により商品先物取引業の全部若しくは一部を承継する法人（以下この条において「分割承継法人」という。）」に改め、同条第三項中「合併契約書」の下に「、分割契約書」を加え、同条第四項第一号中「会社」を「法人又は分割承継法人」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第二百二十六条及び第二百二十七条を次のように改める。

第二百二十六条及び第二百二十七条　削除

第二百二十八条の見出しを「（事業譲渡）」に改め、同条第一項を次のように改める。

商品先物取引業者が商品先物取引業の全部又は一部を譲り渡す場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受けについて主務大臣の認可を受けたときは、譲受人は、商品先物取引業者の地位を承継する。

第二百二十八条第二項中「株式会社（以下この条において「譲受会社」という。）」を「者」に改め、同条第五項及び第六項を削る。